

第4回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 平成28年6月3日(金) 10:00~12:00

(場所) 中央合同庁舎2号館9階 第2研修室

- (議事) 1 独立行政法人会計基準に係る中長期課題に関する論点
2 質疑応答、意見交換

【Ⅰ. 独立行政法人会計基準に係る中長期課題に関する論点】

- 事務局から「独立行政法人会計基準に係る中長期課題に関する論点(課題と現状を踏まえたたたき台)」について説明があった。

【Ⅱ. 質疑応答と意見交換】

- 議事1の説明を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。
 1. 「2. 利益(又は損失)の概念整理」及び「3. 収益及び費用の概念整理」について
 - ・ 企業会計に包括利益の体系ができ、貸借対照表の増減と損益計算書の増減が一致するように「その他の包括利益」が整理された。独立行政法人会計においても、貸借対照表の増減と損益計算書の増減を一致させる必要性がないか議論が必要ではないか。
 - ・ 損益外減価償却の取り扱いについては、国民にわかりにくいものになっているため、わかりやすくするための工夫が必要ではないか。
 - ・ IPSASBでは、余剰又は欠損については、各国によって、公的機関の財源措置の仕組みが異なることから、一律の定義ができなかった経緯がある。しかし、独立行政法人制度は、一つの制度であることから、利益又は損失の定義付けができるのではないか。
 2. 「4. 資産及び負債の概念整理」及び「5. 純資産・財産的基礎・資本取引の概念整理」について
 - ・ 資料上、負債概念を拡大してサービスの提供義務を含めてはどうかとしているが、これは資産・負債アプローチ的な考え方ではないか。一方、独法の利益概念は費用収益で測定すると定義し、費用・収益アプローチ的な考え方で整理していることから、負債概念の拡大ではなく、繰延インフロー概念を導入したほうが全体的な整合性が取れるのではないか。
 - ・ 減損の考え方を独立行政法人会計に導入したのは、企業会計と同じく投資責任をはっきりさせることにあると考える。また、独立行政法人の業務運営上のリスクを適切に財務諸表に表す観点からは、見合いの財源が資産計上できなくても、引当金は計上すべきと考える。
 - ・ 独立行政法人の職員や、国家公務員の退職金に対する請求権はどのように整理

されているのか。権利関係を踏まえ、会計上、収益費用アプローチとして整理するか、資産負債アプローチとして整理するかを検討するべきと考える。

3. 全体の意見交換

- ・ 損益外費用は、企業会計など他の会計には見られない概念であるので、今回の整理の中でも中心的な論点と認識することから、よく議論すべきではないか。
- ・ 通則法第 44 条の利益処分は、財務諸表を構成する損益計算書で計算された利益を基にしていることからこそ、納税者に納得してもらえるのではないか。損益計算書以外の書類で計算された利益について利益処分をした場合、納税者から理解を得にくいのではないか。
- ・ 独立行政法人制度は、法人への動機付けを前提として制度設計していることから、どのような運営を行っても損失が生じることを前提とした損益計算書の枠組みにした場合、この動機付けの制度設計と逆行してしまうことに留意する必要がある。
- ・ 行政サービス実施コスト計算書は国民に対する情報開示、損益計算書は内部マネジメントに活用できるものだが、両者を統合して、それぞれの情報を区分経理して開示する考えもあるのではないか。
- ・ 管理会計をどのように活用するのかという観点から、損益計算と収支計算の関係を明確にする議論を行うべきではないか。

○ 次回は、7月15日に開催することとされた。

以上